

議決権行使および エンゲージメントのガイドライン ー日本

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（以下「SSGA」）の日本における議決権行使およびエンゲージメントのガイドラインは、SSGAが企業に議決権を行使しエンゲージメントするアプローチを詳細に記載した、包括的な『グローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則』を補完しており、それと『SSGA利益相反に関するガイドライン』と合わせて読まれるべきものである。

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン ー日本

SSGAの日本における議決権行使およびエンゲージメントの指針は、取締役会構成、監査に関する問題、資本構成、報酬、環境と社会その他のガバナンス関連問題などの分野を取り扱う。原則的には、取締役会の主たる責務は、株主価値を保全、強化し、株主の利益を守ることにある。その主たる責務を遂行するため、取締役は計画の策定に始まり、幹部経営者の監視、持続可能性問題に関連するリスクなど会社の事業から発生するリスクのモニタリングに至る活動を担う。加えて、良好なコーポレートガバナンスは効果的な内部統制とリスク管理制度の存在を必要としており、これらについても取締役会が統制する必要がある。

日本企業の議決権行使およびエンゲージメントを行う際に、SSGAは日本企業が持つ独特なガバナンス構造を考慮に入れる。SSGAは日本の会社法の下で、企業は2種類のコーポレートガバナンス構造（監査役制または委員会構成）のいずれかを選択できるようになっていることを認識している。多くの日本企業の取締役会は、ほとんどが社内役員と、事業関係か株式持合いを通じて関係する独立でない社外取締役からなる。とはいえ、企業を評価する際に、SSGAは、企業が利益相反とリスク管理に対処し、経営監視の効果的なプロセスを示すことを期待する。日本企業のコーポレートガバナンス問題の分析と調査を行う際に、SSGAは全ての投資先企業に対して、少なくともコーポレートガバナンス・コードを遵守すること期待し、ガバナンス原則の遵守を積極的に監視する。法務省法制審議会会社法制部会や私的研究グループが出すガイダンスを考慮する。ガバナンス原則で定めた“遵守もしくは説明”に一貫し、企業が原則への遵守状況を積極的に開示することを奨励する。原則を満たしておらず、企業がそのガバナンス構造に関する事情についてエンゲージメントや公開情報において効果的に説明できない場合、取締役会リーダーに反対票を投じることがある。

SSGAの議決権行使およびエンゲージメントの理念

SSGAの見解では、コーポレートガバナンスと持続可能性の問題を投資プロセスの不可分な要素と位置付けている。アセットスチュワードシップチームは、コーポレートガバナンスと会社法、報酬、会計、そして環境および社会的問題についての専門知識を持つ投資専門家からなる。SSGAは、複雑なコーポレートガバナンス分野を理解するだけの広範な分析能力に裏付けられた強固なコーポレートガバナンスの原則と慣行を確立している。SSGAは、行使判断の根拠となる考え方や実務上の問題に関する洞察を得るために、企業に対してエンゲージメント活動を行う。SSGAは、株主価値の最大化に沿う形で重要な株主の懸念と環境、社会およびガバナンス

(ESG)の問題に対処するべく、率先してエンゲージメント活動を行う。

同チームは、SSGAのアクティブファンダメンタル運用チームやアジア太平洋地域の運用チームのメンバーと協調し、発行体へのエンゲージメントと会社固有のファンダメンタルズに関する情報収集の面で協力しながら活動を行う。SSGAは、日本における広範なコーポレートガバナンス関連方針の問題に対処しようとする様々な投資家団体にも所属している。

SSGAは、国連責任投資原則（UNPRI）に署名しており、日本版スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードにも準拠している。SSGAは、持続可能な運用に注力するとともに、適切でSSGAの受託者責任に沿う場合には、ESG原則を運用やコーポレートガバナンスの実務に取り入れることに努めている。

取締役と取締役会

原則的には、取締役会の主たる責務は、株主価値を保全、強化し、株主の利益を守ることにある。その主たる責務を遂行するため、取締役は計画の策定に始まり、幹部経営者の監視、持続可能性問題に関連するリスクなど会社の事業から発生するリスクのモニタリングに至る活動を担う。加えて、良好なコーポレートガバナンスは効果的な内部統制とリスク管理制度の存在を必要としており、これらについても取締役会が統制する必要がある。

SSGAは、スキル、専門知識および独立性のバランスがとれ、巧みに構成された取締役会が良好に統治された企業の基礎を形成すると考えている。SSGAは、取締役会の質が取締役の独立性、取締役継承計画、取締役会の多様性、評価および刷新と企業のガバナンス実践の尺度になると考えている。

SSGAは、取締役の選任・再任議案に、取締役会の質、一般的な市場慣行および取締役のスキルや専門性など様々な要素を考慮した上で、ケース・バイ・ケースで票を投じる。原則として、SSGAは、独立取締役の存在が良好なコーポレートガバナンスを保ち、経営陣が健全なコーポレートガバナンス方針と実践を確立するには不可欠であると考えている。十分な独立性を持つ取締役会は、最も効果的に経営陣を監視し、株主の利益を守るために必要な監督機能を遂行する。また、SSGAはTOPIX500指数の構成企業については、少なくとも1名の女性取締役が取締役会メンバーに在籍することを期待する。この期待水準を満たしていない場合、指名委員会議長か、企業に指名委員会が無い場合は必要に応じて取締役会リーダーに反対票を投じる。

日本企業は、監査役とともに従来の取締役会を設けるか、あるいは委員会構成をとる取締役会、もしくは両者の中間型と

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン ー日本

いえる取締役レベルの監査委員会を持つ取締役会のいずれかを選択することになる。**SSGA** は一般的に、中間型の監査委員会をもつ取締役会制度の採用を支持する。

多くの日本企業は、従来型の監査役構成を 선호している。監査役は、戦略的意思決定に関与しておらず、正式な経営上の意思決定プロセスにも参画していないため、コンプライアンスに準ずる形で行動する。監査役は取締役会に出席するが、議決権を持っていない。しかし、企業の業務上の不正行為に対して勧告を行い、広範な調査を実施する権限を持つ。

SSGA は、**SSGA** の判断基準により社外監査役候補に独立性がないと見なされるか、あるいは社外監査役が対象年度の取締役会または監査役会の会議のうち **75%**未滿にしか出席していないか、あるいは監査役がその監視任務の遂行において職務怠慢であった（詐欺、違法行為、受託者責任違反）場合を除き、監査役の選任を支持する。

監査役制をとる企業について、取締役会が社外取締役を置かねばならないという法的要件はないが、**SSGA** は、透明性の高い株主の立場に立った独立した外部の監視プロセスを持つことが必要だと考えている。

- **SSGA** は、**TOPIX500** 構成企業の実取締役会は少なくとも **3** 名以上もしくは **3** 分の **1** 以上の独立取締役で構成される必要があると考えており、そうでなければ取締役指名プロセスに責任のある取締役会リーダーに反対する。
- **TOPIX500** 構成企業以外で、監査役会設置会社もしくは監査等委員会設置会社が被支配企業の場合、少なくとも **2** 名の独立取締役を指名する必要があると考えており、そうでなければ、**SSGA** は取締役指名プロセスに責任を持つ取締役会リーダーに反対する。
- **TOPIX500** 構成企業以外で、監査役会設置会社もしくは監査等委員会設置会社が被支配企業でない場合、取締役会のうち少なくとも **2** 名が社外取締役でなければ、**SSGA** は取締役会リーダーに反対する。

委員会構成（指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社）をとる企業については、**SSGA** は、一般的市場慣行と候補者の独立性を考慮した上で、ケース・バイ・ケースで取締役の選任・再任議案に票を投じる。**SSGA** は委員会の独立性全般の水準も考慮に入れる。取締役の独立性を判断するに当たり、**SSGA** は以下の要因を考慮する。

- 関連当事者取引への参加その他企業との事業上の関係
- 当該企業の雇用歴;
- 当該企業に対する専門的役務の提供、および
- 当該企業との家族関係

取締役会構成とは無関係に、**SSGA** は、以下の理由に該当するならば、取締役の選任に反対することがある：

- 取締役会への出席の不足、あるいは
- 取締役会における取締役の役務に関連した問題行為

SSGA は **TOPIX100** 指数構成企業で、**R-Factor™**⁽¹⁾ スコアが劣位にあり、同スコアを改善するための計画を明確に示せない場合は、取締役に対して議決権行使判断で対応する可能性がある。

⁽¹⁾ **R-Factor™**は、企業の事業運営パフォーマンスと、企業が属する業種における財務上重要な **ESG** 要素に関するガバナンスを評価するために **SSGA** が開発したスコアリングシステム。

免責と責任の制限

一般的に、**SSGA** は、取締役および法定会計監査人の職務の遂行に関連した不誠実な行為、重大な怠慢、不注意がない限り、法律が定める制限の範囲内で、取締役の責任を制限、免責を拡大し、免責と賠償責任に対する保護を拡大する議案を支持する。**SSGA** は、賠償責任の制限と免責が、資質の高い取締役を惹き付け維持するのに必要なことと考えている。

監査関連議案

SSGA は、会社の会計監査人は効果的で透明性のある外部監視制度の重要な機能であり、株主には年次総会で指名や再指名の投票を行う機会が与えられるべきであると考えている。

外部会計監査人の承認

SSGA は、外部会計監査人が独立でない認められるか、提示された報告や監査手続きに懸念が持たれる場合を除き、一般的に外部会計監査人の指名を支持する。

外部会計監査人の法的責任の制限

SSGgA は、監査法人の法的責任を制限することは、監査機能の質にマイナスの影響を与えていると考えているので、一般的にそれに反対の立場をとる。

資本構成、組織再編と合併

SSGA は、「一株一票」方針、およびすべての株式が対等な投票権を有する株式構成を支持する。**SSGA** は、議決権数上限や複数議決権を廃止する議案を支持し、こうした株主権を制限する類の措置には反対する。

SSGA は、新株や転換証券を第三者や極一部の株主に発行することによる過剰な希薄化に対する十分な保護を提供するべく、株主のために新株予約権を導入すべきだと考えている。

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン ー日本

不平等議決権

SSGA は、優先的議決権を有する新たな種類の普通株を創設する権限を与える議案に一般的に反対し、議決権、転換権、配当分配権、その他の権利を特定しない新しい優先株式の種類にも一般的に反対する。さらに、**SSGA** は、議決権についての明確な規定がない株式種類あるいは既存株主の議決権を希薄化する可能性がある種類の株式を導入する資本構成の変更を支持しない。

しかし、**SSGA** は、他の種類の株式または不平等議決権、またはその両方を除外するような資本構成の変更を支持する。

授權資本金額の増額

SSGA は、一般的に、会社が株式の利用について十分な説明を提供する場合には、授權資本の増額を支持する。十分な説明がなく、授權資本の増額が現在の授權資本額の **100%** を超える場合には、**SSGA** は係る要請に反対することがある。

SSGA の標準的閾値を株式発行要請に適用する場合、**SSGA** は、合併・買収や株式分割など特定の用途の性格も考慮する。

配当金

SSGA は、一般的に純利益の **30%** 以上をなす配当金支払いを支持する。**SSGA** は、十分な説明なしに配当性向が一貫して **30%** を下回る場合、あるいは配当性向が会社の財政状態に照らして過大である場合には、配当金支払いに反対票を投じる。支払いが企業の長期的財政の健全性を損ねる可能性がある場合には特別な注意を払う。

自己株式取得制度

企業には、日本の会社法の下で取締役会の裁量による自己株式取得を承認するよう定款を改定することが認められている。**SSGA** は、取締役会の裁量による自己株式取得を認めるような定款の改定には反対する。企業は毎年の年次株主総会で自己株式取得プログラムの承認を株主に求め、株主に自己株式取得の目的を評価する権利を与えるべきであると、**SSGA** は考えている。

一般的に、**SSGA** は自己株式取得提案を支持する。ただし、企業が当該取得の事業目的、最終的取得予定株式数、および取得の時期を表明していない場合を除く。**SSGA** は、買収期間における株式取得を可能とするような、自己株式取得の要請には反対票を投じることがある。

合併と買収

企業の合併と組織変更は、しばしば、再法人化、再編、合併、清算、その他企業の大きな変更に関する議案を伴う。株式価値の増大または企業の業務効率性の改善が示される場合、株主利益を最大化する提案は支持される。一般的に、経済的に

健全でないか、株主権を破壊すると見なされる条項は支持しない。

SSGA は合併と買収についてケース・バイ・ケースで評価する。**SSGA** は、一般的に株主価値を最大化する取引を支持する。検討事項には、これらに限定されず、以下が含まれる。

- オファー・プレミアム
- 戦略的合理性
- 取締役または経営陣、またはその両方の利益相反など、推奨される取引のプロセスの取締役会による監視
- オファーがプレミアム付で提供されていて、それ以上に高い買い手がいないオファー
- 流通市場価格が純資産価値に比べて相当に低い場合でのオファー

SSGA は、以下を検討した上で取引に反対票を投じることがある。

- 当該株式の流動性が低く、行使結果が少数株主に損害を与えるオファー
- より高値での応札または他の買い手が付くと合理的に期待されると **SSGA** が考えるオファー
- 行使時に、株式の市場実勢価格が買収価格を上回るオファー

買収防衛策

一般的に、**SSGA** は、経営陣を保護し、敵対的買収の成功を阻止するように仕組まれているポイズン・ピルの採択は株主の利益に適わないと考えている。ライツプランは経営陣の保護に繋がり、合法的なテNDERオファーと買収を阻止する可能性がある。たとえライツプランによって企業に支払われるプレミアムが保護されていない企業に対するそれよりも高くなるとしても、企業が買収オファーを受ける機会がライツプランの存在によって縮小する可能性がある。

株主権を低下させるか現職経営陣の立場を強化する効果を持つ議案は支持しない。

合併やその他の提案を望むかどうかの選択権を与えるなど株主権を強化する議案は支持する。

ライツプラン

日本企業による株主ライツプラン（「ポイズン・ピル」）の導入または更新を評価するに当たり、**SSGA** は以下の条件を考慮する。

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン ー日本

(i)提案の詳細を記載した議案内容を総会前に十分な通知期間をおいて公表していること。(ii)トリガー、フリップ・イン、またはフリップ・オーバーが20%以上(iii)最長期間が3年間(iv)独立取締役の十分な人数。(v)独立委員会の存在。(vi)その他の防衛的もしくは制限的な条項がないこと。更にSSGAは、発効済のライツプランの有効期間についても考慮する。

SSGAはライツプラン（「ポイズン・ピル」）の改定を評価し賛否を検討する際には、上記の条件に加え、新しい提案内容が株主の権能に対してより有利であるかどうかについても評価する。

報酬

日本では、過大な報酬が問題になることは滅多にない。むしろ、問題点は報酬額と業績の間に関連性が見られないことである。固定給与と現金退職金が報酬構成の大きな部分を占めるが、業績連動型報酬は一般的に総支払額のうち小さな部分しか占めない。SSGAは、可能であれば、役員に対する報償金として、また株主利益に適う方法として、日本における業績連動型報酬の活用を奨励していく。

取締役報酬総額の改定の承認

取締役に対する報酬は、一般的に妥当である。通常は、各企業が取締役報酬総額をパラメータとして設定し、全取締役に対する報酬総額を制限している。その改定を要請する場合、企業は前回上限値を調整した時期を開示し、経営陣は上限金額を引き上げる合理的な理由を示さなくてはならない。

SSGAは、会社が引き上げの合理的な理由を開示するならば、一般的に上限金額引き上げ提案を支持する。SSGAは、企業に不正行為が見られる場合や業績不振が持続している場合には、上限金額引き上げ提案に反対することがある。

取締役と監査役に対する年間賞与額の承認

日本では、企業が賞与を支払う前に株主の承認を得よう企業に義務付ける法律上の要件がないため、SSGAは、賞与に対する既存株主の承認が最良実践であると考えている。そのためSSGAは、幹部報酬の支払いと過去5年間の業績との間に強い関連性がある場合には、幹部報酬に関する会社側提案を支持する。

取締役と監査役に対する退職慰労金の承認

退職慰労金は、取締役と監査役の生涯報酬のうち大きな部分を占め、在任期間に基づいている。多くの日本企業がこうした慣行を廃止したが、取締役と監査役に支払われる総額について株主の承認を求める提案が依然として多い。一般的に、受領者が社外の人間であるか、あるいは金額が開示されない場合を除き、SSGAは退職慰労金の支払いを支持する。

ストック・プランの承認

日本におけるオプション・プランの多くは保守的であり、特に大企業はそうである。日本の会社法では、取締役または監査役または両方に支給するストック・オプションの金銭的価値の開示を企業に求めている。一部の企業は年間で発行できる最大オプション数を開示しておらず、株主が希薄化効果を算定することができなくなっている。こうしたケースでは、希薄化のレベルを算定できないことから、SSGAは開示不足としてそうしたプランに反対することがある。SSGAは、権利行使価格の変更を認めるようなプランにも反対する。

ディープ・ディスカウント・オプション

日本企業は退職金制度を次第に廃止してきており、ディープ・ディスカウント・オプション・プランがよく使われるようになってきている。通常、権利行使価格は一株当たり1円に設定される。SSGAは、ストック・オプションを評価するのと同じ基準を適用し、合わせて支給期間も考慮しつつ、ディープ・ディスカウント・オプションを評価する。

環境および社会的問題

受託者として、SSGAは重大な環境および社会的（じぞく可能性）問題について企業と対話するにあたり、包括的なアプローチを取る。重要かつ重大なテーマに関するSSGAの見解について、企業とのコミュニケーションや市場参加者への啓蒙を目的としてエンゲージメント、議決権行使および先駆的思考の開示を通じ、発言と議決権を活用する。SSGAのアセットスチュワードシッププログラムの優先付けプロセスによって、ポートフォリオの持続可能性リスクを軽減するためにエンゲージメントや議決権行使により対応する企業を特定することが可能となる。エンゲージメントでは、SSGAの優先テーマに沿った内容や、企業との長期的関係を築くために広範な議題を取り上げる。議決権行使においては、重大な持続可能性に関する事項を取り扱う株主提案が、企業の現状の実践や開示と市場慣行に照らし合わせて、長期的な株主価値に寄与するか否かを根本的に考慮する。

SSGAの環境および社会的問題に対するアプローチに関する詳細は、『環境および社会的問題に係るグローバル議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン』を参照されたい。

その他通常議案

事業活動の拡大

日本企業の会社定款は、企業が関与することを許される事業の種類を厳密に定義している。一般的に、SSGAは企業の事業活動の拡大と多角化の提案を通常の問題とならない議案と見なす。SSGAは、株主価値を低下させるような不適切な企業買収や、企業が主に競争力を有する分野から離れた多角化の事例を注視する。

詳細情報の入手先

議決権がどのように行使されているかの情報を必要とする顧客は、SSGAのリレーションシップ・マネージャーまでご連絡いただきたい。

重要なリスク情報

本資料は、SSGA が作成したものをステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が和訳したものです。内容については原文が優先されることをご了承ください。

APAC:

Australia: State Street Global Advisors, Australia, Limited (ABN 42 003 914 225) is the holder of an Australian Financial Services Licence (AFSL Number 238276). Registered office: Level 17, 420 George Street, Sydney, NSW 2000, Australia Telephone: +612 9240-7600 • Facsimile: +612 9240-7611

Hong Kong: State Street Global Advisors Asia Limited, 68/F, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong. T: +852 2103-0288. F: +852 2103-0200.

Japan: State Street Global Advisors (Japan) Co., Ltd., Toranomon Hills Mori Tower 25F 1-23-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-6325 Japan. T: +81-3-4530-7380. Financial Instruments Business Operator, Kanto Local Financial Bureau (Kinsho #345), Membership: Japan Investment Advisers Association, The Investment Trust Association, Japan, Japan Securities Dealers' Association.

Singapore: State Street Global Advisors Singapore Limited, 168, Robinson Road, #33-01 Capital Tower, Singapore 068912 (Company Reg. No: 200002719D, regulated by the Monetary Authority of Singapore). T: +65 6826-7555. F: +65 6826-7501.

EMEA:

Abu Dhabi: State Street Global Advisors Limited, Middle East Branch, 42801, 28, Al Khatem Tower, Abu Dhabi Global Market Square, Al Maryah Island, Abu Dhabi, United Arab Emirates. Regulated by ADGM Financial Services Regulatory Authority. Telephone: +971 2 245 9000.

Belgium: State Street Global Advisors Belgium, Chaussée de La Hulpe 120, 1000 Brussels, Belgium. Telephone: 32 2 663 2036, Facsimile: 32 2 672 2077. SSGA Belgium is a branch office of State Street Global Advisors Ireland Limited.

State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2.

Dubai: State Street Global Advisors Limited, DIFC Branch, Central Park Towers, Suite 15-38 (15th floor), P.O Box 26838, Dubai International Financial Centre (DIFC), Dubai, United Arab Emirates. Regulated by the Dubai Financial Services Authority (DFSA). Telephone: +971 (0)4-4372800, Facsimile: +971 (0)4-4372818.

France: State Street Global Advisors Ireland Limited, Paris branch is a branch of State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Ireland Limited, Paris Branch, is registered in France with company number RCS Nanterre 832 734 602 and whose office is at Immeuble Défense Plaza, 23-25 rue Delarivière-Lefoullon, 92064 Paris La Défense Cedex, France. T: (+33) 1 44 45 40 00. F: (+33) 1 44 45 41 92.

Germany: State Street Global Advisors GmbH, Briener Strasse 59, D-80333 Munich. Authorised and regulated by the Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht ("BaFin"). Registered with the Register of Commerce Munich HRB 121381. T: +49 (0)89-55878-400. F: +49 (0)89-55878-440.

Ireland: State Street Global Advisors Ireland Limited is regulated by the Central Bank of Ireland. Registered office address 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. Registered Number: 145221. T: +353 (0)1 776 3000. F: +353 (0)1 776 3300.

Italy: State Street Global Advisors Ireland Limited, Milan Branch (Sede Secondaria di Milano) is a branch of State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Ireland Limited, Milan Branch (Sede Secondaria di Milano), is registered in Italy with company number 10495250960 - R.E.A. 2535585 and VAT number 10495250960 and whose office is at Via Ferrante Aperti, 10 - 20125 Milano, Italy. Telephone: +39 02 32066 100. Facsimile: +39 02 32066 155.

Netherlands: State Street Global Advisors Netherlands, Apollo Building, 7th floor Herikerbergweg 29 1101 CN Amsterdam, Netherlands. Telephone: 31 20 7181701. SSGA Netherlands is a branch office of State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2.

Switzerland: State Street Global Advisors AG, Beethovenstr. 19, CH-8027 Zurich. Authorised and regulated by the Eidgenössische Finanzmarktaufsicht ("FINMA"). Registered with the Register of Commerce Zurich CHE-105.078.458. T: +41 (0)44 245 70 00. F: +41 (0)44 245 70 16.

United Kingdom: State Street Global Advisors Limited. Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Registered in England. Registered No. 2509928. VAT No. 5776591 81. Registered office: 20 Churchill Place, Canary Wharf, London, E14 5HJ. T: 020 3395 6000. F: 020 3395 6350.

Canada: State Street Global Advisors, Ltd., 1981 McGill College Avenue, Suite 500, Montreal, Qc, H3A 3A8, T: +514 282 2400 and 30 Adelaide Street East Suite 500, Toronto, Ontario M5C 3G6. T: +647 775 5900.

United States: State Street Global Advisors, One Lincoln Street, Boston, MA 02111-2900. T: +1 617 786 3000.

Investing involves risk including the risk of loss of principal. The whole or any part of this work may not be reproduced, copied or transmitted or any of its contents disclosed to third parties without SSGA's express written consent.

投資にはリスクがあり、元本を失う可能性もあります。

本資料で参照している商標やサービスロゴは、それぞれの所有者の知的財産です。第三者のデータ提供者は、データの正確性、完全性や適時性に関するいかなる種類の保証を表明しておらず、そうしたデータの利用に関連して発生したいかなる種類の損害についても責任を負いません。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー25 階
Tel: 03-4530-7333

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 345 号
加入協会：一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人投資信託協会、日本証券業協会

© 2020 State Street Corporation. All Rights Reserved.

Tracking Number: 3067982.1.1.APAC.RTL
Exp. Date: 03/31/2021